

審査基準

審査項目		審査の視点	配点
	様式		
県民の平等な利用の確保と施設の効用の最大限の発揮			30
施設の管理 運営方針	10-1	<ul style="list-style-type: none"> 水産物の流通拠点として水揚げの集約と高度衛生管理により魚価を向上させ、本県水産業の振興に寄与するという施設の設置目的を的確に理解しているか。 利用者へのサービス向上と管理コストの削減について、バランスのとれた方針を有しているか。 	10
利用者ニーズの把握・分析と利用促進	10-2 10-3	<ul style="list-style-type: none"> 施設の設置目的を踏まえつつ、利用者のニーズの的確な把握分析ができているか。 利用促進について、効率的かつ効果的な計画が具体的に検討されているか。 利用促進や利用者の利便性の向上に資する自主事業が計画されているか。 	10
安全管理	10-11	<ul style="list-style-type: none"> 情報管理、事故予防、感染症拡大防止、災害・緊急時の対応体制及びこれらに係る職員の訓練・教育等について適切な方針を有しているか。 個人情報保護について適切な方針を有しているか。 	10
効率的な管理運営（経済性の追求）			30
収支計画	10-5	<ul style="list-style-type: none"> 収入の内容が適正で、増収対策が適切かつ実現可能であるか。 	15
		<ul style="list-style-type: none"> 支出の内容、経費削減対策が適正で、これにより安定的な利益の確保が見込めるか。 	15
安定した管理のための人的・物的経営基盤の状況			30
適正な維持管理	10-4	<ul style="list-style-type: none"> 施設の適正な維持管理を行うための方策が提案されているか。 	10
業務遂行能力	9 10-7 10-8	<ul style="list-style-type: none"> 水産物を取り扱う荷さばき所の運営や類似施設を良好に管理運営した実績があるか。実績がない場合は、その見込みがあるか。 業務を遂行するための体制（内部体制、協力法人等）について適切な計画を持っているか。 	10
人員体制	10-6 10-7	<ul style="list-style-type: none"> 施設の特性を生かせるような知識と経験を有した職員を配置しているか。 職員の労働条件等の整備は適正か。 時間外労働の削減、有給休暇取得の促進に向けた取組を行っているか。 育児・介護休業、短時間勤務等、従業員の多様な働き方を支援する制度が整っているか。 	5
財務状況	9 事業報告書等	<ul style="list-style-type: none"> 一定の財政基盤を有し、今後も安定した財務状況を維持できる見込みがあるか。 	5
地域への貢献及び地域との連携			10
地域への貢献	10-9	<ul style="list-style-type: none"> 地元雇用の維持・拡大が期待できるか。 地元企業への委託について、具体的かつ現実的な提案があるか。 	5
地域との連携	10-10	<ul style="list-style-type: none"> 地域の関連団体との連携や協働が適切に計画され、実施できるか。 	5
合 計			100

※様式欄は、あくまで参考です。内容によっては、他の様式の記載により審査する場合があります。
 ※県民の平等な利用が図られないことが明らかな場合や、財務状況が極めて不安定な場合は、失格となる場合もあります。